

(第一類 第十二号)

第一二十六回
議院會
建設委員

會議錄第十一號

三一六

出席委員		午前十一時十五分開議		請願(松浦東介君紹介)(第二三三九号)	
委員長	薩摩 雄次君	理事内海 安吉君	理事荻野 進君	府県道阪鶴線の国道編入に関する請願(井上良二君紹介)(第二三九〇号)	請願(小牧次生君紹介)(第二三四〇号)
理事瀬戸山三男君	理事二階堂 進君	理事瀬戸山三男君	理事三鍋 義三君	県道成羽東城線改修に関する請願(永山忠則君紹介)(第二三九一号)	請願(小牧次生君紹介)(第二三八九号)
理事前田榮之助君	理事三鍋 義三君	生田 宏一君	伊東 隆治君	道路財源の確立等に関する請願(田原春次君紹介)(第二四二三三号)	請願(井上良二君紹介)(第二三九〇号)
大高 康君	久野 忠治君	山口 好一君	堀川 恭平君	県道成羽東城線改修に関する請願(永山忠則君紹介)(第二三九一号)	請願(井上良二君紹介)(第二三九〇号)
徳安 實藏君	井谷 正吉君	小川 豊明君	田中幾三郎君	特定多目的ダム法案(内閣提出第九〇号)	請願(井上良二君紹介)(第二三九〇号)
出席席務大臣	國務大臣 田中伊三次君	出席政府委員 建設政務次官 小澤久太郎君	出席政府委員 建設事務官(住宅) 山本三郎君	揮発油税法案について大蔵委員会に連合審査会開会申込に関する件	母合橋を永久橋に架替え等に関する請願(小牧次生君紹介)(第二三四〇号)
委員外の出席者	(河川局次長) 美馬 郁夫君	(河川局次長) 建設事務官(住宅) 鮎川 幸雄君	(河川局次長) 建設事務官(住宅) 鬼丸 勝之君	住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。前会に引き続き残余の質疑を行います。	請願(小牧次生君紹介)(第二三四〇号)
○薩摩委員長	これより会議を開きます。	○二階堂委員	自治庁長官は非常に忙しいようでありますので、簡潔に質問いたして大臣の所見を承わっておきたいと思います。一昨日の委員会で瀬戸山委員から住宅金融公庫法の一部を改正する法律案のうち、災害住宅のことに関していろいろ質問されたのであります。それに対する自治庁長官の御答弁を承わりまして、大体私も大臣	二階堂進君。	請願(瀬戸山三男君紹介)(第二三三八号)
三月二十日	一級国道十号線の拡張整備に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第二三三八号)	公庫理融専門員 岩永 賢一君	公庫理融専門員 山口 乾治君	公庫金融課長	管谷街道にトンネル開さくに関する

お気持かわかったのであります。が、現金を与えて家の復旧を促進させざるというような方法もございます。これは極度に生活に困つて生活保護を受けている者といった方々の住宅復旧を主として考えているわけであります。そういうような対象にならない人の復旧につきましては、公営住宅の災害住宅というのがありまして、町村の方から県を通じてそれの申し込みをいたすわけであります。その災害住宅のワクを幾らからもって家を建ててやるという方法もあります。その他金融公庫を通じて金を借りて家を建てるという方法もあり、あるいはまた正確な法律の名前は忘れましたが、銀行の融資を受けて家を建てるという方法もございます。一町村に五戸や十戸といったような破壊の程度ならそういうような方法をもつても復旧が可能であります。が、集団的にたくさんの住宅が破壊をされる倒壊をする、非常な修状を呈するところがたびたびあるのであります。そういう場合には、今申しましたような法律をもつてしてはなかなか家屋の復旧が進まない。長い間倒壊した家屋の中に、わざかばかりの部屋を作つて、その部屋に家族一同住んでおるようなるところもたくさんありますし、またお寺に一時間借りをして住む、あるいは人のうちに間借りをして住むとあります。そこで私はこれらの困つておるような人たちの家をどうしたなら早く復旧できるかということを、災害のあったときに地元の町村にも参り

まして、そうして自治体の長や各種団体のいろいろな方を集めて聞きますと、ことに二年前の災害のときには私はずっと町村を回りまして、座談会をして回ったのですが、そのときは異口同音に自治体の長あるいは組合長さんあるいは被害を受けた方々が要求されたことは、先ほど申し上げましたようないろいろな法律はあります。が、これらの法律を通じて金を借りて家を建てるとかいうような法律をもつてしては、六ヶ月ないし一年かかる、なかなか家が建たない、そこでとりあえず何がしかの現金を自治体の方に貸しつけてもらいたい、そうするならば町村長が議会の承認を経て責任をもつて金もお返しする、とりあえずその金がそこにあることが家の復旧促進にも一番役立つんだ、なおまた家を建てる場合にも監督が行き届く、借りる人の事情も町村の長なりあるいは議会の対策委員なりといふものが一番よく知つておるし、一番早く家を建てさせるのに、また家を建てるについての監督も十分できる、そういうふうに一つぜひ考えてくれないか、こういうことがもう私が回りました町村の長あるいは被害をこうむった方々の異口同音の要求であつたわけであります。

たせようというふうになつたものと私は考えております。そこで政府が今回出したましたこの一部改正の法律の内容を見ますと、これは今私が申し上げましたような趣旨に沿つて、早く家を復旧させるような方向に一段の進歩が見えておるということはうかがわれるのあります。しかしながら最後に金を貸せるのはやはり公庫の責任になつておる。町村自体が金を借りてそうして責任をもつて金を返すというようなどころまでいつていないのであります。

そこで私は一般来自治庁の小林部長さんも、正式な委員会ではございませんでしたが、来ていただきいろいろ御懇談を申し上げた。ところがそういう自治体が責任を負わされるということは困る、そういうことは絶対でできません、こういうことを言われた。政務次官にちょっと意見を聞いたところが、それは絶対できない、私ができないと言えば絶対にできないんだ、こういうことを私に申された。私はそのときは加藤さんには、これは二人の間の話でありましたが、あなたは政黨の方から出ておられる政務次官なんだ、それで部会の方でもそういう意見があるし、また災害を受けたところの地元の人たちもそういう希望があるんだ、そういうことを一つよく聞いて、そして自治庁のほんとうの考え方をまとめていただくのがあなたの責任じゃないか、こういうことを申し上げましたただいて意見をただしたわけではありません。そこでやはり困った人の家を早く復旧させるためには、私は先ほど

申し上げましたような、町村がある程度の責任を持つて——町村が責任を持つというのには結局議会の承認を経てお返しするのだというような措置がとられなければ、災害地において非常に困った人の家の復旧が進まない。先ほど申し上げましたような法律はありますか、災害のときには、極端に言うと、何ら役立たないような法律がたくさんある。そこで、自治庁の方でも、町村の自治体が金を借りる場合に、議会の承認を得て町長なりが責任を持つてお返しするという約束を認めていただくようなことができないものかどうか。これは、今あります自治法とか、あるいは御承知の通り法人に対する政府の財政援助制限に関する法律、こういうようなものを見ましても、自治体が個人の災害復旧等に関する金を借りる場合の保証をしてはならないと、いうような禁止規定は、私はこれは詳しくないのでありますから、ないよう伺っております。ですから、ある程度の——私は金額というのじゃありません。金額の保証を自治体がするということは申しておらないのであります。また自治体も、金を借りる場合には償還能力があるかどうかというようなこと、あるいは最近は特に自治体の財政が逼迫しておりますので、金を借りるにしましても相当の責任を持って自分の町村の財政事情を考え、金を借りると思うのであります。この規定ができたからといってむちゃくちやに乱用する町村は私はないと思うのであります。ほんとうに困った人の家の復旧を

救済するのには、そういうようなことをお考えになりましてそこまで手を差し伸べてやらなければ、困った人の家の復旧の救済に役立たないのじゃないか。私はほんとうにそういうことを考えますので、自治庁長官としては、そういうことを自治体がやることがいいとお考えになるのか、あるいは実際にそういうことを認めてやることがいけないとお考えになるのか、一つ私が申し上げました実情をお考え下さいまして、大臣の御所見を承わっておきたいと思います。

○田中國務大臣 災害を受けました地方住民の住宅建設について大へん御同情と熱意のある御意見を拝聴いたしましたして、自治を預かる私の立場におきましても大へんお札を申し上げたい心持でござります。

そこで、ただいまお尋ねの、そういう場合に地方自治体がその借入金の債務につき保証を行うことが許されるべきことであるかどうか、これらの運用についてお前の見解はどうかということになりますが、これは御承知の通り一昨日でございましたが、当委員会で瀬戸戸山先生から熱心な御質疑がございました結果、私も調べてみなければならぬという点も考えまして地方自治法を調査をしてみたのです。たゞいまお言葉のありましたように、こういう場合に地方自治体が必要なりと認めて自己の責任において保証の責任に当りますことは、特に奨励をする規定はございませんが、これがいけないといふという規定はどこにもないわけあります。そこで問題は、この自治法の運用の問題にかかる点が多いのではないか。どうか、運用よろしきを得るならば

現行法のものにおいてもこのよな事を
必要な債務保証を自治体が進んで行うべき理由
といふことはいささかも禁ずべき理由
由がないのではないか、こういうふうに
うに考えまして、今朝も私の方の役所で
のその担当の係官等を呼びまして、こ
れは一体どこが委員会で問題になり、
どこがいけないのか、法律を調べるところによると、自分の必要と認めたもの
について債務の保証をすることは少
しも差しつかえないぢやないかとい
話を私自身も積極的にしたわけであります。
そこで私の方の意見はもうまとまつておるとお考えをいただいて
こうでございますが、自治法その他現
行法の建前上許す限りにおいてこれは
御協力を申し上げなくちやならない。
こういう考え方方に立ちまして、具体的な
地域に具体的な災害が起つた場合に、
その具体的な住宅被害に対して公
庫から金融をしていただくという場合
に、これに対する保証を行うということが
適当でないなどということで、これ
を妨害するよう見える措置は一切
いかぬ。やる、やらないということは
自治体の財政の状況というものを見
て、自治体の財政でやるゆとりを持つて
おる自治体がこれをやるという場合
において、これを禁止するという態度
をとるべきものでない。いやしくも自
治体の災害の復旧に関する事柄で、あ
りがたい事柄なんだから、そういう見
解を持つべきものでないということ
で、私としての意見をここでやや法律的
的な見解に墮するきらいはあるかもし
れませんが、私としての意見を強く申
しまして、その意を含めたような事情
でござります。よってここ私の公式の
答弁といたしましては、自治法その

他の現行法上の諸般の規定に照らしまして、この種の保証を行うことは何ら差しつかえはない。これを禁じたり、これをなきないように自治庁が地方自治体を指導するようなことは間違いであるから、今まではどういう答弁があつたか存じませんが、それはやさしくない。誠心誠意これに協力をするという方針に向って運営をしていく、こういうふうに御答弁を申し上げまして、その通り各地方においてこれを行いました際に、決して消極的な態度や意見をとることがないよう、努めて努力をして参りたいと存しております。

でござりますが、自治治療としては、地方団体が保証するということはどうも現行法からいって好ましくない、またできない。大蔵省の方の銀行局の方の御意見としては、これは国の金を出すのだから、自治体が保証しなければ金を出せぬ、自治廳の方で保証することはまかりならぬという。結論から言うと、それでは十億という別ワクを設けてもらつた、その別ワクの十億がわれわれが考えておる通りに使えないといふことになつてしまふ。これは法律上は今申し上げましたよくななかか現行法上ではむずかしいことでありまするが、せつかくそうした目的を持って別ワクをもつた金でありますから、使えるようには政府としても法律の改正をするということが、私はあたたかい政治のあり方であると考えます。一昨日でありますたか、瀬戸山委員も建設大臣に、当局としてそういうような措置を当然考えていくべきじゃないかという意見を述べられたのでありまするが、私もその通りだと思います。ところがいろいろ法律の折衝の過程において、予算の関係もありましたので、早く法律を出してくれ、こういうことで、私に今出でるようなこういうような案で一つどうだらうかという話がありました。私はできるならばあくまでも自分の考えておることをこの法律の中に出したい、それは災害を受けた地方の人たちがみんな考えておることであるし、みんな望んでおることでありますから、それはあくまでも通したこと私は考えて、この修正を委員会においてしたいということとまで私は考えておるわけであります。私の考えておること、災害を受けた地方の人があな

考えてることを自治庁大臣がよくわかり下さって、そして今非常に御理解のある答弁をいただいたわけあります。もちろんこれは現在の自治法あるいは法人に対する政府の財政援助制度に関する法律を見ましても、自らは禁ずはしていないと大臣も申されました。私が調べてみましたところが、そういうような規定はないのですと公庫なりとがそういう保証契約することは禁止はしていないと大臣も申されました。ですが、私も調べてみましたところが、そういうような規定はないのですと公庫なりとがそういう保証契約をすることは禁止はしていないと大臣も申されました。自治体がほんとうに早く金を借りるために、ある程度の保証があるならば公庫の方からも金が借りられるというようなことであるならば、これは自分の方でそういうようなことができるわけでありますので、それを自治庁の方でそういうことをしてはならぬということは言わないといふおっしゃる。ですからこれは非常に困った場合には公庫の方にもそういうことを一つお願いして、そうして早く金を借りる。借りた金は一番実情をよく知っている町村が責任を持って金の配分もするし、また金のお返しもする、私はそう考えております。また審議を建てる監督も、金を借りた自治体の人間が責任を持つて監督をして、一日も早く家が復旧できる。こういうことになりますから、積極的に一つこの法律を大臣の非常に理解のある答弁がありましたが、そのうえに考える。どうでなければ役立たないので、こういうことでございますので、そのような場合には積極的に自治庁大臣

臣の方からも、そうしたような住宅の復旧を援助するというお気持ち示していただきたいということをお願い申上げるわけであります。

○瀬戸山委員 関連。前回の委員会と今二階堂委員の御質疑に対し、自治大臣は非常に御理解のある御解答をいただいてありがとうございます。

そこで金融公庫の方へちょっと伺つておきますが、こういう場合に金融公庫としては、地方自治体の保証と申しますか、そういうふうなやり方でやつておられたようにも聞いておりますが、そうであったかどうか。同時に、今自治府大臣のお考えをそこでよく聞いておられたのでありますか、やはりこういう改正案を出されておるのでありますから、これを生かすために、自治府大臣の御見解に沿うように金融公庫としては、法律は積極的にそう書いておらないけれども、この改正の趣旨と今のような実情とを考え合されて、事務上のこと私はわかりませんが、業務方法書とか内規とか、そういうことで地方自治体にその趣旨を徹底させねる、そういう場合にはこういう道があるという処置をとられる考え方がありますかどうか、この点を承わりたいと思います。

○鈴木説明員 ただいまの御質疑にお答え申し上げます。在來の公庫法のままで災害特別貸付をしばしばいたしておりますことは御承知の通りであります。その場合、市町村から議会の議決をもつて債務を一切保証するから貸してくれたというお申し込みのある場合もしばしばあります。そういう場合には、これは貸し借りでございま

して、われわれの方は恩恵をたれる
か補助するとか救済するとか、そういう
気持はありますけれども、具体的に
それが出てこないのは貸し借りの基
においての取扱い上やむを得ないと
いうようなことで法的にも公式に
までして御熱心に貸付を迫られる債
については、あくまで責任を持つ
う場合には、同じ債務者の償還能力を
調査等におきまして、やや变成了結
が出てくる、これは人情の上でもそ
うであったように思います。そういう
ふうになりがちのものであります
が、具体的にそういうことが大体考
られるかと思うのであります、た
いま出ております改正法律案のま
成立実施されるといったましたな
という前提を置いて考えてみますと
において、貸付の決定は公庫である
いたしましても、町村から現実に貸
付の決定を要請されました場合におい
ては、公庫としては立法の趣旨にもか
がみまして、できるだけ敏速簡易に
貸付の決定ができるようについてこ
につきまして、事務的の見地からど
るだけその御趣意に沿うように心がけ
てみたい、かのように考えておる次第
あります。これは現在のところ主務機
関でそこまで出ることはおそらくある
まいと思いますが、御承知の公庫法によ
よって業務方法書というものを作り
て、現在主務大臣の認可を得て実施す
しておるのでございます。この災害
興住宅の取扱いにつきまして、同様に
くそういうような手続方法によりま
して現実の処置方法をあらかじめきめて
参らなければならぬかと考えておりま

いに決議するに至るまでの過程の言数をもつて、公務員がその災害の程度、具体的な実情いかんによりまして、できるだけしなければならないまいかと思つております。公庫とここにありますのは、これもすでによく御承知のよう、われわれの方の支所が公庫を代表して決定をする、こういうことに取り扱い得ると思いますので、特別に議会等の決議をもつて正式に保証するという手続まで経てお申し入れの際には、特別簡易迅速にできる場合が多々あると思ひます。さような気持だけ申し上げておきます。

○二階堂委員 今自治体と公庫の方とがそういうような話し合いをして、早く金を借りて家の復旧を急ぐということにはもう干渉しない、むしろ好意的にそういうことは援助してもよろしいというような大臣の御答弁でありますたが、御承知の通り再建団体といいますか、特に南九州、鹿児島県全体が再建団体になっておりますし、また地方でも古風の常に通るような私の方などには再建団体に指定された町村もあるわけであります。そういうような町村自治体が今申し上げましたようなことを考えて、そうして全額でなくてもある程度の保証を自治体がするということが具体的になつた場合、自治庁とされましてはいろいろなワクをきめて

おられるわけであります、そういうふうに再建団体に指定されておるような町村の場合でもやはり自治庁としてはそういうことはしてならないとか、あるいは積極的ではないが、やはりそこに干涉と申しますと語弊がありますが、何かおっしゃるようなことがありますから申しますが、何から申しますと語弊がありますが、何かおっしゃるようなことがありますから申しますが、何から申しますと語弊がありますが、何かおっしゃるならば、これはまた非常に困るわけになります。そういうような団体に対してしましても、先ほど大臣がお答えになされましたよなことをその通り考えてよろしいかどうかということを一つ御答弁願います。

○田中国務大臣　再建団体でない一般の団体につきましては、先ほど申し上げた通り団体自体の財政の状況にからみて、またその災害の復旧を急ぐべき実情にかんがみて、自主的に債務の一部の保証を行つて、やりますことは、積極的にこれを禁止するとかやつちやならないとかいう指導は断じて行わないということは申し上げた通りでございます。それが今お尋ねの再建団体であります場合はやるべきが變るわけで、御承知の通りに自己治体そのものが一定の契約によつて債務を負担するようなことが起る場合、いすれその債務の償還年次が参りましたならばその年度においては財政負担となつてくるという実情にもなるわけであります。そこで再建団体であります場合においては、具体的な当該地域の再建計画に載つておらないこと、が災害として起つてくる、こういう事情になるわけでありますから、自治店に対しましては内示をしまして、こういう事柄について債務を負担したいと思うがどうだらうかというようなことは、内協議と申しますか、具体的な問題

題について内々あるいは県を通じて協議があるのではないか、こう見るわけあります。そういう協議のあります場合においてはこういうふうに申し上げておきたいと存じます。ものをはつきりしておかなければいけませんから申し上げます。赤字再建団体の再建計画が当該年度々で立つております。それにはすでにオーネーを与えておるわけであります。そういう再建計画を著しくこわすおそれのない限り、これに対しては一般的な団体と同様に扱つて積極的にこれを禁止するというがどとき態度をとらしません。こうして実際の取扱いの具体的問題に際しましては、十分ゆとりを持って災害地の御事情に応じてお役に立つようになを考えていく、こういうふうに運営の面において措置をしていつたら大いにお役に立つのじやなかろうかと考えております。

で申しますと、福岡の支所長がされる
わけであります。この修正案を出した
理由はよくおわかりのことと思います
が、そういうふたよな災害が起つた場
合に、従来のよな方法でおやりにな
ると、時間が長くかかるので間に合わ
ないというよなことになるわけであ
りますが、こういう修正ができるたら、
あとあなたの方では敏速に金の貸付も
決定する、家の復旧も急いでもらうとお考えに
いうよなことがおわかりであります
るならば、どういうふうに従来と違つ
た方法をおとりにならうとお考えに
なつておるか。またどうしたらよいと
お考えになつておるか、その点を二つ
伺つておきたいと思います。

○鎌木説明員　ただいまのお尋ねでござ
います。が、先ほどの御答弁と大体重
複したよなお答えをしなければなら
ぬかと思ひます。が、今回の改正の御趣
旨は簡易敏速に貸付が実現する。こう
いうことがねらいであろかと思いま
す。もちろん貸借でありますから、必
ず返していただけるという見込みが立
つようなり行きでなければ困るので
あります。現實に返していただける
かいただけぬかわからぬという貸付方
はわれわれの責任の上からもできな
こと思います。ただ簡易敏速にやる
ためには、あらかじめ標準を府県を通
じて市町村等にも示しておきまして
こういうことを調べて、こういう占
で、こういう程度まできたならばよ
しいと認めてもらいたいというよな事
こと、これをあらかじめ検討をしてお
きまして、それによつて調べていただ
いて、何もかも玉石混淆で貸し付けは
る、こういうことは困るのでありま
すから、やはり市町村長として金融機

当然であります。しかし講会の開催を
お返しするということを明確にして、
あなたの方に意思表示した場合、それ
でもあなたの方では何人かのその個々
別々の人を従来のようになって調べてみなければ
金を貸すことができないというよ
うなことをあまり強く言われると、結
局従来のようになってしまふ。そういう
うようなことがないよう、今後促進
するようにお考え願いたいということ
の希望を申し述べて私の質問を終り
ます。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。

償還はしていただけようなどつで、いかなければなるまい。今までの貸付におきましては、これは正直な話お答えせぬでもいいことがありますか

に、その大火のありました町に限つて五〇%前後、それに類したところは二、三ござります。それで非常に平均率を下げておるというようなこととあ

ありますから、果して一ヵ年十億円の予算で間に合うか間に合わないか、あるいは存外はなはだしく残るかもわからりません。従つて私の方の執務分量

の方針を示してもらわないと——建設委員会としても、将来に対するわれわれの所信を決定する重要なかぎがそこまでできてくると思います。たとえば特

○鈴木説明員 お答え申し上げます。
すから、決定も地方公共団体にまかせることはどうでないでしょうか。

償還はしていただけようなどつで、いかなければなるまい。今までの貸付におきましては、これは正直な話お答えせぬでもいいことがありますか

に、その大火のありました町に限つて五〇%前後、それに類したところは二、三%ございます。それで非常に平均率を下げるというようなことであります。

ありますから、累して一年半十億円の予算で間に合うか間に合わないか、あるいは外からはだしく残るかもわかりません。従つて私の方の執務分量は、一ひとつ多くなるべく減らす

委員会としても、将来に対するわれわれの所信を決定する重要なかぎがそこできてくると思います。たとえば特

先ほど来一階堂さんからの御質問にお答え申し上げましたように、一面では災害を受けた市町村民の方々の困窮の状況を見るに忍びないから、住宅復興だけは早くできるよう、足しになるような金を確かに借りられるという安心感を早く与えたい。そしてそれを基礎にして一日も早く復興住宅を建てさせていただき、このお気持はよくわかるのであります。それを公庫の貸付によって達成したい、こういうところであります。しかも法律の原案として市町村長に貸付の決定を委託するということであればありますならば、ある意味からいえばわれわれの責任はよほど軽くなるのであります。が、先ほど申し上げましたように、急速に窮境を救つてあげたい、安心を与えてあげたいということと、金を貸し付けるのだから返していただこうことが前提である、これは非常に違う。反対の方向ともいえるような関係でありまして、これを私の責任において公庫が貸付の決定をせよ、こういう法律案でありますから、その意味からいふと、これは公庫に非常に重大な責任を課せられたという感じを免れないのです。これは私としても非常に苦心を要するところと思います。しかし、先ほど来申し上げたように、今回の改正案の立法の趣旨はとくと了承しておりますので、その趣旨を減殺しないように、できるだけこれを生かす、つまり簡易敏速に貸付決定をするという方法を具体的に講じなければなりません。しかし、一面においては、やはり

災害個別負担の償還の成績が售合によろしいのであります。ただいまの債権債務残額が三千四百万円ばかりであります。して、その全国平均の償還率が八九・三%ぐらいに上っております。ただ、全国的にはそうであります、場所によりまして、やはり地方的事情もございまして、そこから償還ができないのです。これはわれわれの側として実に困った現象でございますけれども、これは、その当該町民の方々の不誠意に基くというよりは、天然現象といいますか、海流の状況が変わったために、近年漁獲がよくない。従つて魚の水揚げ高が激減している。またそこは水産物加工の非常に盛んであったところであります。ひいては水産物の加工も思わしくいかない。要するにそういう自然現象の結果として、大火後から資力が激減したというような事情がありまして、誠意がありながら返せないとということを十分承知しております。第三者から見ましても、誠意がありながら返せないというような場合には、御催促は申し上げますけれども、いわゆる高利貸的の処置には一切及ばない、できるだけ善意を持ってお返し願えるように御相談を進めておるというようなことであります。全国的には八九・三%幾らまで回収がでておりますの

申し上げられますけれども、どうも無いで簡易にやるということと償還をお願いするということはなかなかむづかしい事柄であります。一つ御趣意はよくわかつておりますから十分尊重いたしまして善処したい。ただいまのこところの気持ちだけおくみとりを願つて、答弁にかえたいと思います。

○三鍋委員 御答弁によりますと、相矛盾せる二つの重大な責任を持つて事務を遂行していくなければならない総裁の立場がよく理解できるのであります。要はこの趣旨は迅速にという氣持は總裁にも十分おありでござりますが、現在の公庫の陣容でこういう事務的処理を迅速にやる態勢がしっかりとできている自信があるかどうか、これを一つ聞かせていただきたい。

○鎌本説明員 先日三鍋さんからほぼ似通った御注意と申しますが、大へん御同情のある御質疑といいますか、ございまして、お答え申し上げたのであります。今までのところ四十名の増員を、来年度において認められることになつております。これを持てば適當な人を置いて、できるだけ勉強して善処してみたとい、かよう考えます。災害のこと

員四十名増、この程度では、やつてみ持でございまして、必要に応じては、先々とてもこれだけの陣容を、すなはち先日お尋ねのあつた理事一名減、職員四十名増、この程度では、やつてみましたがとてもうまくいきませんから何とかして下さいということを、状況によってはお願いしなければならぬかも存じませんが、ただいまのところの見込みでは、何とか善処できるだらうなと一応考えておりますのでお引き受けをしておるような次第でございます。

○前田(樂)委員 関連、災害住宅についてただいま總裁から、金融公庫の立場に立つて災害の地方にあまり同情し過ぎてもやりにくいし、そうかといふうに即した、金融業者の立場を保持しながらやる。しかし現実に災害地においてはその五一%の償還、他の方ほどちらかというと成績がよくて八九%。そこで建設省の御意見を聞いておかなければならぬ。これは現実の金を扱つておる金融公庫としては、現在の法規の上に立つてやることになればやむを得ないことと大体推測はできるのであります。しかしながらこのまま、災害地等によつて、どうしても不便を感じるのは災害民であると思う。住宅を失つた人である。そこで政治的に行政措置としてこれをどう取扱うかという一つ

別な財源措置を行なつて多少そこにははそういう問題があつても支障のないよう前に進めていく方法を考えておるとか、あるいはその他のいろいろな考を考えが当然できると思うのですが、その点をこの際明らかにしておいてもらいたい。

○小澤政府委員 災害住宅を早く復旧させるということは、せひわれわれとしても念願しておるところでございまですが、個人が家を建てるために金融機庫から金を借りてくる。それに対しましてはぜひ償還するようにしていただきたい。それからまた災害復旧地におけるいろいろな住宅対策の問題でありますか、災害を受けました約三割といふものは公営住宅といたしまして建てて現に貸しておるというようなことをしておりますので、個人に貸しました金はやはり返していただくということをおわれわれはぜひお願ひしたいと考えております。

○前田(繩)委員 そういうことではわれわれは納得できないので、わざわざ住宅金融公庫法の一部を改正いたしまして、災害住宅の問題を、この公庫法に基いて解決を促進しようというのであって、従来やつておりましたいわゆる補助住宅等によれば私はそれが一番いいのではないか、そういうことにもう少し積極的に融資の道を開いて補助を十分にいたし、そして地方公共団体の財政負担が過重にならないよう、その処置を政府が行えばそれが一番いいと思う。しかし現実にはそれだけで

は足りないからというところから公庫法の改正になつておる。そういたしますればこの公庫法をわざわざ改正するという実情に即して、やはりそのことが災害住宅であるという非常に緊急を要する問題、それから特殊の困難な実情等は当然起るのはやむを得ないじゃないかと思う。他の、調査をし、適正な保証人を求めるということが嚴重に行われた場合と、いわば非常に急いだ場合は当然そこにそういう差ができるのである。災害民に対しても、将来最後には償還を一〇〇%行うのであるが、それが少々おくれることを覚悟してやるくらいの気持でないと、これは遂行できないのではないかと思う。そこでそういう場合におけるところの公庫の立場を十分理解して処置しなければならぬが、監督官庁である建設省がこれに対して積極的な方策を一つ考へてもらわないと、せつからくこの法律を改正しても、その成果が十分に上らないおそれがあるとわれわれはおそれるのでありますて、その点一つ、現在はやむを得ないといたしましても、次には何かそこに方策を講ずるなら講ずるとかいうようなお考えがあるか、お示しを願いたいと思う。

いてくれというようなお声がありまして、それで、それに従つてこういう法律を作りましたので、やはり補助住宅は公営住宅の方でやりまして、その公営住宅の方の数を増すということをござりますが、これは法律でもきまっておりまして、地方の方の声に応ずるということで前進したと思うのでございますが、ただその償還については、これは補助でございませんので、やはり返してもらうことを建前としてお願ひするというふうにいたしたいと存じます。

○前田(築)委員 大体気持はわかつた
ような気持ちがありますが、この理解してよろしいですか。監督官厅として、金融公庫の今の実情、絶裁が示されたことを十分理解のものとし、その点は宣悟して取り扱わせるという考え方を持っておると明確に説明はできぬにしても、やむを得ない実情であると考えておくくらいのことに理解してよろしいかどうか、もう一度伺いたい。

○小澤政府委員 この償還につきましては、実は据え置き期間も三ヵ年といふものを別に設けてあるというようなことでございまして、償還のしやすいようにわれわれはしておるつもりでござります。なるべく早く返していただきたいということは、金融公庫といたしまして金を貸す以上、そういう方針でやりたいと思っております。

○薩摩委員長 小川豊明君。

この金融公庫の場合、利権屋が横行する心配が今度の改正によって多分出てくる。そういう点から明確にしておきたいと思うのは、説明の中にもあるわけですが、「原則として相当の住宅部分を有し、」という抽象的な言葉がある。一体相当の住宅部分とはどのくらいと解釈したらよいのか。それからずっと後段に、また「貸付金に係る住宅のための宅地造成に併せて、これに支障のない範囲内でそれ以外の住宅のための宅地を造成する事業についても、」ここにも支障のない範囲内という一つの抽象的な言葉がある。こういう点をもつと具体的に説明したらどういうようになるか、これが一点。
それから次に、今までの公庫の貸付けの場合に、だいぶ返済の問題等が議論されておるが、その貸付が目的通りに使われているかどうか。こういう点についての監査をなされたことがあるかどうか。監査をなされたとするならばどんな結果が現われてきているか。これをお示していただきたい。たとえば一時償還を命ぜるようなことがあったのかなかつたのか、どういう事情でそういうことが行われたのか。こういう点をお尋ねしたい。

では、住宅部分の床面積が一分の二よりも多少減りましても融資の対象にいたしまして、その高層化その他家屋の不燃化を促進するのが適当であると考えられる場合がございますので、そういうものを含めまして原則として「相当の」という言葉を使ったのでございまます。これは現行規定の足貸しの規定にも「相当の」という言葉を使っておりますが、以上申し上げましたような理由でございます。

第二点は、今回宅地造成につきましての融資の幅を広げたわけでございませんが、従来は公庫の住宅建設の貸付を受けるもののためにだけ宅地の造成を行う、その造成の融資をいたしておきましたが、相当な団地を造成いたしましたと、その団地の中でも必ずしも公庫の貸付にかかる住宅を建てる人だけその宅地を使わせるというわけに参らぬ場合があります。つまり自力で住宅を建てるために使う宅地の譲渡を受ける、そういう宅地の造成につきましたが、それでも融資をしようという考え方で、支障のない範囲と規定いたしましたのは、建前はやはり公庫の貸付金で家を建てる人を主体に考えていくという意味でございます。主としてとか、支障のない範囲でという言葉を用いたのはそういう事情でございます。そういうこととで公庫から金を借りて家を建てる人を主体に考えているけれども、ただその団地の実情によりましては、一部自分で家を建てる人にもその宅地を分けてやることが適当な場合にはそれを考え方ようという趣旨でございます。

それから第三点は、公庫の償還につきまして監査を建設省としてやったかどうかというお尋ねでございました

が、抜き取り的に監査をいたした例はございます。ただ大がかりにはやつております。今後この点は十分一つ考えて参りたいと思っております。

なお一時償還の例、これは一昨日も申し上げましたが、違った用途に勝手に変更したというような場合に一時償還をさせることになつておりますが、その例はござります。私今ここで数字をはつきり記憶いたしておりませんので、あるいはこの点は公庫の方からお答えいただいてもけつこうかと思いますが、そういう例はござります。

○鈴木説明員　ただいま手元に一時償還せしめたことに関する正確な数字を持ち合せておりませんが、これは申告もあつた場合もありますし、投書もあつた場合もあります。また公庫自身の監査によつて発見したのもございました。せつかく貸し付けて建ててもらいましたが、その部屋の用途を当初の趣旨に違反した異なつた用途に供しておる、その例を示せといふお話であります。が、たとえば居住部分であるとして公庫から貸付を受けて建設したのに、下の方に飲み屋の店がありますので、その部分をその飲み屋のお客を上げる営業用の客室に利用した、あるいは最もはなはだしのは旅館に利用した、なお進んで、この節はあまりございませんが、一時ございましたとかさくラゲの看板を出したという例もございまして、これらに対しては、われわれは極刑を課して、一時償還をさせました。そういう例がちょいちょいございました。ただこの場合数字をあげ得ないことははなはだ残念でございますが、これは容赦なく処置をしておりますから……。

○久野委員 関連して、ただいまの総論でございましたが、御質問はいきません。用途変更した場合に厳罰に処する、こうおっしゃる、一時返還を要求する、こうおっしゃる、その場合に調査をしたりあるいは手続をするのにおそらく一ヶ月あるいは二ヶ月かかるでございましょう。わずか一ヶ月や二ヶ月でできるわけはない。その期間の間にこの建築をした建築主はおそらく莫大な権利金を取ることによって、一時償還の資金の穴埋めをするでございましょう、それは必ずやります。それくらいのことが不得ないようなことで、こういう建物の金を借りるのはいけないです。実際の運営の面でまさに困る問題が起きてくるからといふので、先回の委員会からるる私はそのことを実例をあげて皆さんに申し上げておる、それを法律で規制する考え方ではないか。行政措置によってこれをやう、こうおっしゃるが、それをやるとするならば別に主務省令か何かで規制する考へをする考へはないが、この点まで私は申し上げておるのでありまするが、それに確たる御返答がない。とにかく本人というものはすべて善人であればそれは通ります。すべて善良な人たちであれば通りますけれども、最も悪態つた人があつたとして、こういう人たちはこの金を借りた場合に――私はもう一つ例を上げて申し上げてみたいのですが、それと申しますのが、自己資金をプラスいたしまして、そして内容を改変した場合、その場合に主務省令できめた家賃を取る、

こうおつしやいますが、おそらく建築主はそれ以上の権利金を要求するかあるいは水増しの家賃を要求するであります。そういう際にもやはり契約違反だといってこれに厳罰を処するかどうか、そういうことも一つお尋ねしておきたいと思います。

○小選政府委員 ただいま久野さんからお話をございましたように、法律上も「公庫の定める用途以外の用途に供せられたとき」は一時償還をさせるというふうに書いてありますて、公庫の定めましたそれ以外のものは一時償還させるというふうに書いてあるわけであります。

○鬼丸政府委員 家賃を規制いたしました場合にその規制に違反して家賃を取りましたり、あるいは他の権利金等を取りました場合には、これは省令なり規定の違反になりますて、やはり一時還償の方途を講ずることに相なります。

○久野委員 そこが私はさつきから大きな声を出して言っている問題点だとと思うのです。とにかく建築主といふものは金を借りてしまえばもう自分にもらったも当然なんです。だからどんな違反を行おうと、どんなことをやろうと権利金で簡単に穴埋めができるのです。現にそうじやありませんか、これは住宅とは違いますけれども、新橋のところに道路を作りましたね、あれなどもまさに契約違反であります。当委員会において再三この問題は追及いたしましたけれども、彼らは莫大な権利金を取りまして、それでもって現に建築を続けておるじやありませんか。それと同じ結果が生まれるかと私は思うで、何らかの方法で規制する用意がある

○小澤政府委員 そういうことに対しましては貸付の際によく現状を調査いたしまして慎重に審査した上で貸しますとして、そういうことのないようにならたいと思っております。

○久野委員 これ以上申し上げてもどうも水かけ論になりそうありますから、この問題は十分実施官庁において努力していただくという程度で終りたいと思います。

次にお尋ねいたしたいことは、土地の取得に関して融資を受けるような制度ができておりますが、従来の法規によりますと、五十年以内となっております。今回の改正法規によりますと十五年以内とあります、どういう理由でこの年限が縮小されたのですか。

○鬼丸政府委員 土地の取得融資は償還期間は今まで三年でありましたものを今回の中止では五年に延ばしました。これはいわゆる宅地の造成関係でございます。これは中高層耐火建築物の中に、「耐火構造の住宅の建設及びそれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付」ということでございまして、すでに御承知のように中高層耐火建築物そのものを一体として今回の中止の新しい融資を受けました場合には十五年でございますが、そのうち住宅部分をこの一般貸付の方途によって受けられるという意味におきまして、その住宅部分だけは、こちらの方の一般貸付でやった場合には、いわゆる耐火構造の住宅あるいはその敷地といったことになりますして五十年以内ということに考えておるわけであります。

○久野委員 店舗もしくは事務所部分

○鬼丸政府委員 店舗事務所等でござりますが、これで用途的にはなお具体的に今後検討いたしたいと存じておりますが、風俗営業関係の建物の一部については用途として認めない、こういうふうに考えております。なお具体的にはもう少し検討させていただきたいたいと思います。

○久野委員 具体的にはとおっしゃつても、もう法律が通つてしまいますがねをいたしたのですが、高級アパートの建設についてであります。これは一般庶民の住宅として建設する場合もあり得ようかと思いますが、現に東急不動産とかその他が高級アパートなどを建設しております。主としてこれを利用する人たちは第三国人のおめかけさんであるとか、いわゆるおめかけアパートという異名をとつておるのであります。それと同じような施設をするおそれがあるとあるいは重複のおめかけさんであるとか、いわゆるおめかけアパートとおそらく一般の庶民アパートは下に作ると思うので。そういうこともあります。上部にそういうものを作り得ようと思いますが、それを禁止することができますか。

○鬼丸政府委員 上か下かの関係は、

よく用途、設計の関係を見て公庫において嚴重に審査をする。ただ相当の部分と規定しておりまして、先ほど申し上げましたような考え方で、変なホテルとかを含まない一般の住宅と半分ということを原則に考えておりますから、あまり高級ホテルのようなものが大きな部分を占めるということは考えられないと思いますし、それから用途いたしまして、先ほど言葉が足りませんでしたが、これは公庫が定める用途にという根據の規定がございますから、具体的には公庫の業務方法書等で明確にいたすことになりますが、私は風俗営業関係の一部というようなことを申し上げましたのは、たとえばキャバレーとかあるいはいかがわしい飲み屋とか、そういうものは用途としては禁止する、ただパチンコ屋程度になりますと、同じく風俗営業の対象になつておるようではありますけれども、場所によりましては、パチンコ屋を公然認めないと、いうわけにもいかぬ場合があろうかと思うのであります。それからもう一つは商業地域のような場所によつて現在いろいろな店を開業しておるもののがござります。その人たちが今度の中高層耐火に建てかえるけれども、ものによつてはおでん屋とかそういうものはある程度認めなければならぬじやないか。いろいろなケースがあると思うのであります。そこでこれは公庫におきましてはできるだけすみやかに具体化するようにしたいと思います。

○久野委員　そういういたしますと、現在営業しておる営業面を生かすような利用についてはある程度認めなければならぬというお答えのようですが、そうなりますと非常に幅の広いものになろうかと思います。そこに問題が起きたと私は思うのです。たとえて申し上げますならば、現在平家建設映画館を営業しておる、これを高層化して下を映画館として利用したいという人があるかもしれません。それも風俗関係でありますから、お尋ねしたのはどうぞされども、実際住宅不足を緩和するという意味合いからいなくなれば、これは必要であるかもしれません。それから先ほど私がお尋ねしたのはどうやないのです。そういう意味でお尋ねしたのじゃない。高級なアパートを併置するようなものは、こういう融資を受けた場合に、これが貸付の条件に違反するからといってあなたたちが禁止されるかどうか、また一時還暦を命ぜられるかどうか、そのことをお尋ねしたわけです。

ろうか、かように私は御注意を申し上げておるのです。そのことが質疑応答によっても明らかになりません。もさう一度その点を詳しくお話しを願いたい。

○小川(農)委員 もう一度まとめて申上げますと、用途は公庫においてこの法律の規定に基きまして認めます。その用途以外に使った場合は一時過償、これも法律に規定がござりますのでその方法を講じて参ります。それから家賃額も省令において規制でございますから、それに違反したものは法律の各章に従いまして一時償還ということになります。制度としてはそういうことでございますが、私が思ひますに、一番肝心なことは貸付の審査をいたします場合に、これは運用面でございますが、十分慎重を期してもらいたいと思います。先生のお話のようなケースは、調査を十分いたしましたれば貸付決定に至らないで、それが一番被害が少いのですから、貸付の決定をしないで済むような場合があり得ると思います。公庫法の第一条はあくまで資金の融通を一般銀行その他の金融機関から受けることが困難なものに対して融通するという大目的がござりますので、この目的を公庫当局におきましても十分体しきして貸付の決定審査に当つて万全を期すというふうに考えておる次第でござります。

があるのです。国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金という大前提があるのです。ところが今總裁にお聞きすると、それが様々な形で一つも健康的でもなければ文化的でもない。不健康的な非文化的なものにそれがかなり多く使われておるということが今の答弁の端でもさかがわれるのです。私ども心配するのは、この法律は住宅に困つておる人に住宅を建設しやすからしめるために政府が資金を融通する法律でしょう。従つて國民から喜ばれ感謝される法律でなければならないはずだと思うのですが、政府が資金を融通する法律であります。ところがあの人は自先がきくかうまいところへ地所を借りて建てて産壱が繁昌しているというようなことがあります。あるとするならば、國民の疑惑の府となるのではないですか。そのペーセントが多い少いという問題ではなくて、そういうことがあつたとしたら國民の疑惑のもとになる。ですからこの点の十分な配慮が必要である、と私は考へる。その配慮がこの法律の規定にはねねしたいのです。住宅を建てるということには見当らない。であるから、その配慮の規定をどこにどういうふうにうたつてあるのかということを私はお聞きたいのです。住宅を建てるということは、非常に住宅難の折だから住宅を急いで建てていかなければならぬ。そのため資金を融通しなければならないということはわかる、わかるけれども、そういう中にもあくまで政府の施策が國民から感謝される点がなければならないわけです。ところがもし何年か、今のようなさがさらさらを建てるというようなことをしていつたならば、むしろ金融公庫というものは疑惑の府になる可能性が多分にあ

る。これに対する配慮をこの法律の中のどこにうたつてあるのかということをお聞きしたい。

○鬼丸政府委員 ただいま小川先生からのお尋ねの趣旨は私も全く同感でございまして、ごもっともでございまして。ただ法律の規定におきましては、先生のおっしゃいましたような趣旨におきまして、第一条の今回中高層耐火建築物につきましては、特に新たに三項として目的規定を加えたのでござります。これは抽象的ではございますが、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するに必要な資金、しかもそれは一般の金融機関から融通することを困難とするものを融資の対象として考へる。これが大方針と申しますか、根本原則に相なっております。お話を趣旨は、中高層耐火建築物の場合特に利権化するおそれがひとつおっしゃる点だと思いますが、これは全般的一般貸付の分も含めまして、先ほど私が申し上げましたように、公庫の定めるところにより、あるいは建設省令の定めるところによりまして、具体的にいろいろな規定を現に設けておるものもあります。さらにこれを追加整備して、その運用を適切に行うことによりまして、御意見のような弊害を防除いたしたい、さように考えて申し上げておる次第であります。なお数字をことに持ち合せませんではなほだ恐縮でございますが、公庫の融資にかかる住宅等は、大半は法律第一条の本来の目的に沿つておるものと信じております。

非常に変な用途変更などが多いというふうには考えておりませんので、いずれこれにはまた、もし御要望によりま

ては、そういうケースをもう少し調査した上でお答えいたしたいと思いますが、相当多いということは、私少しお言葉が違ひはせぬかというふうに考えております。

○小川(豊)委員 私はペー セントが多いとか少いとかを問題にしているのではないですよ。そういうものが幾つかあると、せっかくのこの法律の精神が死んでしまおそれがあるそういうことから言っておるのであって、従つてここで最も大切なのは、あなたがおしゃられるように規定というものは大切である。その大切なところは原則として相当部分の住宅を有し、あるいはこちらには支障のない範囲内というようないに、あなたの方で非常に拡大解釈自然とした言葉で最も重要な点を現わしておる。これは法律を扱つていく場合には、これならば非常にやりよければ当然とした言葉で最も重要な点を現わしておる。これは法律を扱つていく場合でも、こういうところから今言ったように、あなた方がたとい少数であろうとも出でてくる可能性があるのでないか、こう思う。それで一時償還というのには、先ほども議論しましたが、これは罰則ではありませんけれども、私は別に好んでおらないけれども、私知つておるの例をあげてまで御説明しようとは思つておらないけれども、私知つておるのでは、すでに一時償還を命じられてもけつこうなんです。ほかへ売るから十分もうかるんだ、一時償還は罰則ではなくてむしろ恩典になるくらいだ、一時償還を命ずるくらいだからよそへ売ることは自由だ、建てたときよりもはるかに高い金額で売ることができるとしたなら一時償還なんて罰則でなくして恩典です。そういう点を少しも考えら

れないで、ただ一時償還を命ずるからよいじゃないか、それでこれは支障がない、そういうことでこの法律を考え言葉が違ひはせぬかというふうに考えております。

○鬼丸政府委員 今回の中高層耐火建築物の融資対象になる建物を「相当の」住宅部分を有する建築物と規定いたしましたのは、実は私ども特にいろいろ配慮いたしまして、「相当の」というふうに、現在の足貸しの規定もそうなりますますするが、同じ規定の仕方に従つておるのでございます。これは決して「相当の」と書いたからちよびり住宅があって、あとはもうどんなものに使われるような建物でもよいという趣旨ではございませんので、その土地の合理的な利用というような面から、防火建築帯あるいはそれに準ずるような場所等におきまして、下の方を事務所に使うあるいは店に使うという場合に、住宅が必ず半分以上なければならぬというふうに規定いたすことは、場所によりましては実情に合わぬ場合がありませんので、その土地の上にありますから、場所によりましては事務所の部分が半分よりちょっと多いという場合も認めてやることが、その場所の高層化なり不燃化のために必要である。大筋といたしましては、やはり都心部に住宅を建てる、住宅建設を伸ばすという大筋でこれにあわせましまして、そういう地域の不燃化、災害防止というものを並行的に進めるわけでございますから、私ども原則はあくまで

干事務所の部分が半分より多くなる場合があり得るというふうに考えて、二分の一と明記いたさなかつたのであります。ですからたとえば場所によりましては、五階建のうち五階と四階はアパートにする。そうすると一階、二階、三階は事務所、店舗になるという場合が考えられるだろう、その場合にも融資をいたします床面積は、五階、四階、三階、二階、これだけになります。面積としましては一階は貸付の対象にはならない、融資の面積には入らない、こういうことになります。そういう場合も含めて、法律の規定をあまり窮屈にしないというような配慮で規定いたしましたのでございまして、決していかがわしい用途をこれによって救おうというような気持は毛頭ないことを御了承願いたいと思います。

○小川(豊)委員 もう一点、要綱の中の第二に、「地方公共団体に対し第一による貸付業務に関し申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他」に、御承諾いたいと思ひます。

○鬼丸政府委員 お断わりしておきますが、要綱の書き方というものは簡略化いたしましたので、相当と云ふに表現いたしますので、相当と云ふことになつておりますので、その点御了承いただきたいと思います。

○前田(榮)委員 関連。中高層建築の用途の問題で不明瞭なところがあるのと、これに対する人員、手数料等がかなりかかるてくると思うのです。こういう場合に地方公共団体には何らかの形で公団からこうした事務費に該当するものを交付するような用意があるのですか。

○鬼丸政府委員 これは委託いたしました場合には、公庫が受託者に対しまして手数料を支払うということに相なつております。同じ二十三條のあ

との方にそういう規定がござりますのと、これに対する人員、手数料等がかなりかかるてくると思うのです。こういう場合には、公庫が受託者に対しまして手数料を支払うということに相なつております。同じ二十三條のあ

れわれこの法案の議決を行ふのに困る問題があるのです。これは急速にきめるわけにいかないのでしょうか、お示しを願いたいと思います。

○鬼丸政府委員 法律の規定では、公庫の定める用途以外の用途に供してはいけぬという趣旨で一時償還に関する法律で規定しております。そこで公庫に払うということに考えております。

○小川(豊)委員 ここにも相当と出ているのです。この場合には相当でも大した問題ではないけれども、すべて大切なところになると相当な相当などといふことであつて、これではますいのです。こういうことに對してもかかった経費の何ぼを補助する、そういうふんにした方が簡単じゃないですか。大切なところになると相当といふことなどほどあいまいなことはないです。この点一つお考え願いたい。

○鬼丸政府委員 お断わりしておきますが、要綱の書き方というものは簡略化いたしましたが、さらにその基準をきめでそれによつて債務弁済抵当権設定契約の中に契約上の事項としてはつきり用途の制限をしたいと思います。足りないと動かぬことになりますので具体的に手続が書いてございますが、これには手数料の額の基準が一、二書いてござります。手数料そのものは主務大臣、すなわち建設大臣、大蔵大臣が認可してきめる、こういうことになります。

○前田(榮)委員 関連。中高層建築の用途の問題で不明瞭なところがあるのと、これに対する人員、手数料等がかなりかかるてくると思うのです。こういう場合には、公庫が受託者に対しまして手数料を支払うということに相なつております。同じ二十三條のあ

れわれこの法案の議決を行ふのに困る問題があるのです。これは急速にきめるわけにいかないのでしょうか、お示しを願いたいと思います。

○鬼丸政府委員 法律の規定では、公庫の定める用途以外の用途に供してはいけぬという趣旨で一時償還に関する法律で規定しております。そこで公庫に払うということに考えております。

○小川(豊)委員 ここにも相当と出ているのです。この場合には相当でも大した問題ではないけれども、すべて大切なところになると相当な相当などといふことであつて、これではますいのです。こういうことに對してもかかった経費の何ぼを補助する、そういうふんにした方が簡単じゃないですか。大切なところになると相当といふことなどほどあいまいなことはないです。この点一つお考え願いたい。

○鬼丸政府委員 お断わりしておきますが、要綱の書き方というものは簡略化いたしましたが、さらにその基準をきめでそれによつて債務弁済抵当権設定契約の中に契約上の事項としてはつきり用途の制限をしたいと思います。足りないと動かぬことになりますので具体的に手續が書いてございますが、これには手数料の額の基準が一、二書いてござります。手数料そのものは主務大臣、すなわち建設大臣、大蔵大臣が認可してきめる、こういうことになります。

○前田(榮)委員 関連。中高層建築の用途の問題で不明瞭なところがあるのと、これに対する人員、手数料等がかなりかかるてくると思うのです。こういう場合には、公庫が受託者に対しまして手数料を支払うということに相なつております。同じ二十三條のあ

れわれこの法案の議決を行ふのに困る問題があるのです。これは急速にきめるわけにいかないのでしょうか、お示しを願いたいと思います。

○鬼丸政府委員 法律の規定では、公庫の定める用途以外の用途に供してはいけぬという趣旨で一時償還に関する法律で規定しております。そこで公庫に払うということに考えております。

○小川(豊)委員 ここにも相当と出ているのです。この場合には相当でも大した問題ではないけれども、すべて大切なところになると相当な相当などといふことであつて、これではますいのです。こういうことに對してもかかった経費の何ぼを補助する、そういうふんにした方が簡単じゃないですか。大切なところになると相当といふことなどほどあいまいなことはないです。この点一つお考え願いたい。

○鬼丸政府委員 お断わりしておきますが、要綱の書き方というものは簡略化いたしましたが、さらにその基準をきめでそれによつて債務弁済抵当権設定契約の中に契約上の事項としてはつきり用途の制限をしたいと思います。足りないと動かぬことになりますので具体的に手續が書いてございますが、これには手数料の額の基準が一、二書いてござります。手数料そのものは主務大臣、すなわち建設大臣、大蔵大臣が認可してきめる、こういうことになります。

○前田(榮)委員 関連。中高層建築の用途の問題で不明瞭なところがあるのと、これに対する人員、手数料等がかなりかかるてくると思うのです。こういう場合には、公庫が受託者に対しまして手数料を支払うということに相なつております。同じ二十三條のあ

れわれこの法案の議決を行ふのに困る問題があるのです。これは急速にきめるわけにいかないのでしょうか、お示しを願いたいと思います。

○鬼丸政府委員 法律の規定では、公庫の定める用途以外の用途に供してはいけぬという趣旨で一時償還に関する法律で規定しております。そこで公庫に払うということに考えております。

○小川(豊)委員 ここにも相当と出ているのです。この場合には相当でも大した問題ではないけれども、すべて大切なところになると相当な相当などといふことであつて、これではますいのです。こういうことに對してもかかった経費の何ぼを補助する、そういうふんにした方が簡単じゃないですか。大切なところになると相当といふことなどほどあいまいなことはないです。この点一つお考え願いたい。

○鬼丸政府委員 お断わりしておきますが、要綱の書き方というものは簡略化いたしましたが、さらにその基準をきめでそれによつて債務弁済抵当権設定契約の中に契約上の事項としてはつきり用途の制限をしたいと思います。足りないと動かぬことになりますので具体的に手續が書いてございますが、これには手数料の額の基準が一、二書いてござります。手数料そのものは主務大臣、すなわち建設大臣、大蔵大臣が認可してきめる、こういうことになります。

○前田(榮)委員 関連。中高層建築の用途の問題で不明瞭なところがあるのと、これに対する人員、手数料等がかなりかかるてくると思うのです。こういう場合には、公庫が受託者に対しまして手数料を支払うということに相なつております。同じ二十三條のあ

れわれこの法案の議決を行ふのに困る問題があるのです。これは急速にきめるわけにいかないのでしょうか、お示しを願いたいと思います。

○鬼丸政府委員 法律の規定では、公庫の定める用途以外の用途に供してはいけぬという趣旨で一時償還に関する法律で規定しております。そこで公庫に払うということに考えております。

○小川(豊)委員 ここにも相当と出ているのです。この場合には相当でも大した問題ではないけれども、すべて大切なところになると相当な相当などといふことであつて、これではますいのです。こういうことに對してもかかった経費の何ぼを補助する、そういうふんにした方が簡単じゃないですか。大切なところになると相当といふことなどほどあいまいなことはないです。この点一つお考え願いたい。

○鬼丸政府委員 お断わりしておきますが、要綱の書き方というものは簡略化いたしましたが、さらにその基準をきめでそれによつて債務弁済抵当権設定契約の中に契約上の事項としてはつきり用途の制限をしたいと思います。足りないと動かぬことになりますので具体的に手續が書いてございますが、これには手数料の額の基準が一、二書いてござります。手数料そのものは主務大臣、すなわち建設大臣、大蔵大臣が認可してきめる、こういうことになります。

○前田(榮)委員 関連。中高層建築の用途の問題で不明瞭なところがあるのと、これに対する人員、手数料等がかなりかかるてくると思うのです。こういう場合には、公庫が受託者に対しまして手数料を支払うということに相なつております。同じ二十三條のあ

れわれこの法案の議決を行ふのに困る問題があるのです。これは急速にきめるわけにいかないのでしょうか、お示しを願いたいと思います。

○鬼丸政府委員 法律の規定では、公庫の定める用途以外の用途に供してはいけぬという趣旨で一時償還に関する法律で規定しております。そこで公庫に払うということに考えております。

○小川(豊)委員 ここにも相当と出ているのです。この場合には相当でも大した問題ではないけれども、すべて大切なところになると相当な相当などといふことであつて、これではますいのです。こういうことに對してもかかった経費の何ぼを補助する、そういうふんにした方が簡単じゃないですか。大切なところになると相当といふことなどほどあいまいなことはないです。この点一つお考え願いたい。

○鬼丸政府委員 お断わりしておきますが、要綱の書き方というものは簡略化いたしましたが、さらにその基準をきめでそれによつて債務弁済抵当権設定契約の中に契約上の事項としてはつきり用途の制限をしたいと思います。足りないと動かぬことになりますので具体的に手續が書いてございますが、これには手数料の額の基準が一、二書いてござります。手数料そのものは主務大臣、すなわち建設大臣、大蔵大臣が認可してきめる、こういうことになります。

○前田(榮)委員 この法律の中には風俗営業等に使用するなどということは

書かれないから、あなたの方でお考
えになっている公庫法の貸出し規則と
いうか内規というものの中に、いろい
ろな細則というものが考えられるので
はないかと思います。そういうのが
明確にならないと、ややもすると利権
は困るのだと思います。一般住宅のア
パートについては、今おきめになって
おるものでよろしい。それを行政的に
運用してやってもらえば大体支障がな
いことになっているが、同僚議員が御
心配になつているように、利権的に利
用されるおそれの多いことと、また十
分その余地がある。つまり建つてしま
えば一時償還を命ぜられることがか
えって建築主の大きい利権がそこに現
われることは当然なのであります。
従つてこの法律をきめてそういう中高
層建築物の普及をはからなければなら
ぬ際に、法律はきめたけれども実際利
権屋が相当収集つていいるといふことに
なつたのでは、われわれ立法府の方の
議決が、社会からいろいろな疑惑の念を
もつて見られる結果になるおそれがあ
ると思う。それを少し明確にしてもら
わないと、われわれもちよつと判断に
困る事情なんです。これははつきりし
た書きものはなくとも、われわれに示
されたものでも、今のところこれこれ
はきめる考え方であるということを少し
具体的に明確にしてもらいたいといふ
希望を持つつているのですが、その点い
かがなもののです。

しましては、公庫法の現行法にあります業務方法書、これは公庫が主務大臣の認可を受けて定めるものでござりまするが、この業務方法書におきまして明確な処理基準を定めることにいたしましたと考えております。

それからさらにこの方法書に基きまして実際の契約を公庫がいたすわけであります。従来の足貸しの場合にも、程度の差はありますても、理論的にはお話をような懸念があつたわけでござりまするが、先ほど申し上げましたような契約条項によりまして十分処理しております。今後は中高層耐火をどちらに大々的に伸ばしていくべきだために、御懸念の点がやはりわれわれも心配されますので、従来の足貸し程度の場合よりも、さらに精密に業務方法書において規定し、さらに具体的にそれを契約内容とする、そのことによりまして法律に基く一時償還の方途が徹底的に行われるようになるわけでござります。

それからもう一つ、賃付の審査、選考といいますか、そういうことにつきましていよいよが上にも慎重を期しまするよう、これも実際の業務取扱いにおきまして明確な基準を設定して賃付の審査決定を十分慎重にやつていくことをいたしたいと考えております。

○小川(慶)委員 これはちょっととくどくなるのですが、住宅難のときですから、中高層建築をどんどんやっていかなければならぬということはわかるのです。ですから審査を厳重にしなければならぬこともわかりますが、そぞの点にこだわると、かえって今度仕事の促進に支障を来たしてくるのじゃな

いか、審査しても、あとでそれが他の方面に適用されていくので、それに対する制御策、制裁する規定が作るべきだ。あなたは今、それは業務方法書を作つて、それによつて処理する、こう言われておるが、それならば業務方法書というものはもつと早く作つていいのじやないか。この法律を改正する場合にそういう点は懸念されていたのだから、少くとも業務方法書というものを作るその考え方くらいはここでまとめておくべきではないか。法律は通つてしまふ、それから業務方法書は作りますということでは、われわれとしては納得がいかない点があるので、審査ばかり厳重になると、矛盾してしまふのだから、審査は審査で一応厳重にするのはいいが、審査しても、そのあとであなたの方の趣旨、精神と違つた形が現われてくるのだから、それをどう規制するかということをもつと慎重に考るえべきだ、こう私は思う。

○薩摩委員長 御異議なしと認めます。

本案に対する討論、採決は次回の委員会において行います。

○薩摩委員長 この際、お諮りいたしました。ただいま大蔵委員会におきましては、当委員会とも関係の深い揮発油税法案を審査中であります。つままでは、揮発油税法案につきまして連合審査会開会の申し入れをいたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○薩摩委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

午前の委員会はこの程度にとどめ、午後は二時半より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後三時十一分開議

○薩摩委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

特定多目的ダム法案を議題とし、審査を進めます。本案につきましては、南条建設大臣より趣旨の説明を聴取いたしましたが、引き続き補足説明を聴取いたします。山本河川局長。

○山本政府委員 さきに提案理由の説明を申し上げました特定多目的ダム法案につきまして逐條的に御説明申し上げます。

第一条は、本法案の目的に関する規定でございまして、本法案が河川法の特例を定め、ダム使用権を創設するによって、多目的ダムの建設の促進及び管理の合理化を図り、その効用をすみやかに、かつ、十分に發揮させるべきです。

らかにいたしたのであります。

第二条は、本法案において用いられる用語の定義に関する規定でございまして、本法案におきまして多目的ダムとは、建設大臣が直轄で施行するダムであります。ダムまたは工作物を総称するものであります。ダム使用権とは、一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいうのでありますが、このダム使用権は、水利権が一定量の流水を排他独占的に継続して使用する権利であるのに対しまして、その水利権の行使を全からしめるため必要な流水の貯留を確保する権利でございます。

すなわち、特定用途に供するための水利権の行使を全からしめるためには、それに必要な流水の貯留に多額の投資を必要といたしますので、その投資の目的となつた流水の貯留の状態を確保することを権利として確立したものであります。

第三条は、多目的ダムにより貯留された流水を特定用途に供する者は、水利権のほか、ダム使用権を有する者でなければならぬものとし、ダム使用権の実質的価値を明らかにしたものであります。

第四条は、多目的ダムの建設に関する基本計画に関する規定であります。もちろん、従来の多目的ダムの建設に際しましても基本計画は事実上作られていましたのですが、これを法定することにより、事業の適正かつ円滑なる実施をはかったものであります。なお、本計画においてはダム使用権、設

定予定者、費用の分担等の重要な事項が定められ、多目的ダムの建設についての具体的な構想が明らかにされるものでありますので、その作成、変更または廃止については関係行政機関の長に協議し、都道府県知事及びダム使用権設定予定者の意見を聞くことにより、他の行政との調整をはかり、多目的ダムの建設と発電、水道または工業用水道事業の実施が円滑に行われる措置をとつたのであります。

第五条は、ダム使用権設定予定者となるべき者の要件について規定したものです。その要件はダム使用権の設定の申請をした者で、かつ後に御説明いたしますダム使用権設定の要件を備えていることを要するのであります。

第六条は、ダム使用権設定予定者の地位は将来多目的ダムが完成した後ににおいてダム使用権の設定が受けられるものであり、一種の期待権的な地位でありますので、相続、合併その他の事由による一般承継を認めたものであります。

第七条は、ダム使用権設定予定者の費用負担に関する規定であります。多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限等負担金に関する詳細な事項は政令で定めるところいたしておりますが、ダム使用設定予定者の負担金額は、従来の共同事業の場合の費用振り分けの方法に準拠して定められる予定でございます。

第八条は、多目的ダムの建設に要する費用についての河川法により都道府県が負担すべき金額の算定方法を定めたものでございます。この方法は、道路法及び海岸法に基く直轄工事について

ての地方公共団体の分担方法と同一でございます。

第九条は、多目的ダムの設置によつて著しく利益を受ける者がいる場合における受益者分担金の徴収に関する規定であります。なお、受益者分担金の徴収は、徴収を受くべき者が流水を政令で定める特定用途に供するものであるときは建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事が行うこととしたしました。

第十条は、専用施設を設けて土地改良区等が多目的ダムにより貯留された流水を灌漑の用に供する場合において、その土地改良区等が負担すべき金額を規定いたしましたのであります。これらの者はダム使用権の設定を受けず、従つて第七条の負担金を納付しないのであります。が、多目的ダムの建設によって受けける利益が特に顕著でありますので、一定額を負担することが公平の理念に合致するとの趣旨でございます。

なお、この場合において土地改良区等が負担すべき金額は、当該土地改良等がダム使用権設定予定者であったと仮定した場合における金額の十分の一以内の金額に建設期間中の利息を加算した額でございます。

第十一條は、受益者負担金及び土地改良区等の負担金で都道府県知事が徴収するものは都道府県に帰属することを規定したものであります。なお、これららの金額は第八条によりまして後に国に納付することとなつております。

第十二条は、ダム使用権設定予定者が多目的ダムの建設に要する費用を負担し、すでにその全部または一部を納付した後においてダム使用権の設定の申請の却下または取り下げがあつたと

きは、国がその納付した金額を還付するものとしたのであります。なお、多目的ダムの設計画が廃止された場合を除き、他の者がダム使用権設定予定者となる場合が考えられますので、かかる場合においてはその者が定められるまで還付を停止し得るものとし、還付事務の煩を除くこととしたのであります。

第十三条は、ダム使用権は工事完了後に設定され、従つてその後において初めて流水を特定用途に供し得るのが原則でございますが、完成前に一部流水を貯留し、発電等を行う必要がある場合がありますので、かかる場合においては建設大臣の許可を受け、水利権のみで流水を利用できることとしたのであります。

第十四条は、多目的ダムの工事の完了したときにおける手続に関する規定でございまして、遅滞なく工事完了の公示をするとともに、付属物の認定をすべきこととしたのであります。なお、多目的ダムの付属物の認定は建設大臣が行うものとしたことは河川法の特例でございます。

第十五条は、建設大臣のダム使用権の設定に関する規定でございまして、ダム使用権の設定の要件を定めております。すなわち、ダム使用権の設定を受ける者は、その者の事業が河川の総合開発上適当であることと、他の法令による許認可等を受け、または受け得る見込みのある者であることを要するのであります。

第十六条は、ダム使用権の申請があつた場合において却下すべき場合を規定したものであります。

第十七条は、ダム使用権の設定の時期に関する規定でございまして、河川

の付属物の認定があつた後すみやかに設定すべきこととされているのです。

第十八条は、ダム使用権設定の際、建設大臣が明らかにすべき事項について規定するものであります。すなわちダム使用権の内容を明確にいたしたのであり、かつ、その内容は、洪水調節、公共利水、発電等の事業等多目的ダムの有する効用を十分發揮し得るようその範囲を示すことが要求されるであります。

第十九条は、ダム使用権により流水の貯留が確保される一定の地域の限界について規定したものであります。

第二十条及び第二十一条は、ダム使用権の性質に関する規定でございまして、ダム使用権は前にも述べましたごとく、相当な投資をして実現される流水の貯留を確保する権利でございます。ダム使用権は前にも述べましたごとく、相當な投資をして実現される流水の貯留を確保する権利でございます。従つて、本法案におきましてはこれを物権とみなして、物上請求権により直接第三者の侵害に対抗し得る地位を有し、抵当権等の目的とするごとに、よってその經濟価値を認めんとしたのであります。なお、ダム使用権は、相続その他的一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行並びに一般の先取特權及び抵当権の目的となるのでござりますが、その性質上質権、貸付等の目的にはなり得ないことにいたしました。

第二十二条は、ダム使用権が公権であること及びその行使の公益に関連するところ大であることにかんがみまして、一般承継以外の移転、分割、併合または設定の目的の変更について建設大臣の許可を要することといったの

第二十三条は、抵当者保護の見地より、ダム使用権に登録された抵当権があるときは、ダム使用権の分割、併合もしくは設定の目的の変更の許可申請または放棄について抵当権者の同意を要することといたしたのであります。

第二十四条及び第二十五条は、ダム使用権の取り消し、変更の処分に関するものであります。ダム使用権の取り消しは、その取り消し、変更については厳密なる要件を課すとともに、水利権とダム使用権と相待つて初めて多目的ダムにより貯留された流水の使用ができることにかんがみ、水利権の取り消し、変更とダム使用権の移転に密接関係を持たせたものであります。すなわち、河川の状況の変化または河川工事の必要から水利権の処分をし、かつ、従前通りの水利権の行使ができない状態になった場合においては、ダム使用権につきこれに相当する処分をしなければならないとするとともに、水利権の処分をした場合において、他の者に新たにその水利権を附与する必要があるときは、ダム使用権をその者に譲渡する命令を発することができるとしたのであります。なおこの場合において、譲渡命令により譲渡がなされないときは、ダム使用権の取り消しまたは変更をすることができることとし、水利権とダム使用権との関係の調整をはからんとしたのであります。

第二十六条は、ダム使用権及びこれを目的とする抵当権の設定等に関し、ダム使用権登録簿に登録し、第三者に対する対抗要件を具備せしめたものであります。

第二十七条は、多目的ダムが完成後においてダム使用権設定予定者以外の者がダム使用権の設定を受ける場合における一定の納付金の納付に関する規定であります。

第二十八条は、ダム使用権の取り消しまたは変更の処分があつた場合においてすでに納付した負担金または納付金の還付に関する規定でございます。なおこの際の還付金の額は、還付のときにおけるダム使用権の効用に応じて定められることとなつております。

本条第二項及び第三項は、ダム使用権が消滅した場合において、その上に抵当権があるときは、抵当権者の承諾を受けた場合を除き還付金を供託しなければならないものとし、抵当権者の上代位をなす方途を講じたものであります。

第二十九条は、完成後の多目的ダムにつき、建設大臣が管理を行う場合を明らかにした規定であります。すなわち、河川法によれば、完成後は都道府県知事において管理を行うのが原則でございますが、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについては、建設大臣が直轄管理することが公益の保全のため必要でありますので、特に決定いたしました。

第三十条は、多目的ダムの操作について多目的ダムの有する効用を十分に發揮するよう、その基本原則を規定いたしたものであります。なお操作規則したものであります。なお操作規則

は、公共の利益を保全し、及びダム用権者の行う事業の実施につき重要なものでございますので、その制定に当つては関係行政機関の長に協議し、ダム使用権者等の意見を聞くことにより適正な内容とする措置を講じているのであります。

第三十一条は、多目的ダムを管理する建設大臣または都道府県は、多目的ダムの操作によって生ずる危害を防止する必要な措置を講すべきこととし、洪水調節のための予備放流等の際にによるべき警報通知について規定いたしたものであります。

第三十二条は、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用は、多目的ダムを管理する国または都道府県とダム使用権者が負担すべきこととし、河川法の特例を定めたものであります。

第三十四条は、多目的ダムによつて貯留される流水に関する水利権等の河川法の処分は、基本計画の公示後においては建設大臣が行うものとし、多目的ダムの建設、ダム使用権の設定等の処分と河川法上の処分との調整が保たれるよう措置したことであります。この場合には、建設大臣は処分をするに際し、関係行政機関の長に協議し、都道府県知事の意見を聞くことにより、円滑な運用を期したのであります。なお建設大臣が処分をした場合に公表しても水利使用料等の収入は都道府県に帰属いたしますことは従来と同様であります。

第三十五条は、多目的ダムで発電事業のためにダム使用権が設定されるものにつきましては、本法案の附則においては国有資産等所在市町村交付金につきましては、従来の経緯もあり、現に建設中のダムで政令で定めるものについては適用しないこととしたものであります。

目的ダムを管理する国または都道府県が所定の交付金を市町村に交付することといたしたのであります。本来ダム使用権者が固定資産税として納むべき性質のものでございます。本來ダム使用権者が固定資産税として納むべき性質のものでございます。建設大臣が関係行政機関の長い協議の措置をとることにしたことにかんがみ、本來ダム使用権者が固定資産税として納むべき性質のものでございます。建設大臣が関係行政機関の長い協議の措置をとることにしたことを規定したるものであります。

第三十六条は、本法案の負担金または納付しない者がある場合における強制徴収の規定であります。第三十七条は、本法案に基く一定の処分に関し訴願を許し、これによつてこの処分の矯正の道を開いたものであります。

第三十八条は、本法案の施行期日で必要な事項につき、政令で定める旨委任した規定であります。

附則第一項は、本法案の施行期日でございますが多目的ダム建設工事特別会計と密接な関連がございますので、四月一日といたしたわけであります。

附則第二項は、従来共同事業として建設大臣と事業者とが共同して設置し

附則第六項は、ダム使用権を工場抵当法による工場財團の組成物とし、多目的ダムにより貯留される流水を特定用途に供する者について工場抵当制度が活用されるようとする、工場抵当法につき所要の改正をしたものであります。

附則第七項は、現任建設大臣と事業者との共同事業にかかるものについては、事業者の持ち分について固定資産税が課せられているのであります。本法案に基くダム使用権も、本来ならばかり同様に固定資産税を課すべきものであります。地方税法は無形減価償却資産について非課税の体系をとつてゐるため、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一一部を改正し、多目的ダムで発電の目的でダム使用権が設定されているものについては国または都道府県が所有する同法第二条第一項第三号の固定資産とみなして同法を適用し、国または都道府県が市町村に所定の交付金を交付し、かつ第三十条で説明申し上げましたようにその類をダム使用権者等が国または都道府県に納付することといたしたのであり

度をとつたため、登録税法を改正し、登録税を納付することとしたのであります。

附則第五項は、第三十四条の規定に

るダムですでに固定資産税または市町村交付金を課せられているものが、この法律による多目的ダムとなり前項の規定の適用を受けるに至った場合の経過措置を規定したものであります。

附則第九項は、本法案の制定にかん

がみ、建設省設置法の一部を改正し本

法の施行に関する事務を追加いたし

たものであります。

以上が特定多目的ダム法案の逐条説明でございますが、何とぞ御審議の上

すみやかに御議決あらんことをお願ひ

申し上げます。

○瀬戸山委員 ただいま大体の御説明をいたいたのであります。新たに

ダム使用権という民法上の物権を設定せられたものであると思ひます。そこ

でこのダム使用権と名前が違います普通のいわゆる水利権、これらの関係は

どういうふうに区別されておるのか、

あるいはどういう関係があるのか、御

説明を承りたいのであります。

○山本政府委員 御説明申し上げま

す。流水が特定の用途に供せられる場

合には、流水占用権とダム使用権は表

裏一体となつて働くのでございます。

○山本政府委員 御説明申し上げま

す。なむちダム使用権によりまして確保

されまつた一定量の貯留された流水

は、流水占用権に基づまして引水され

まして初めて特定用途に供されること

となるのであります。従いまして多目

的ダムによる流水の貯留を利用して流

水を特定用途に供するものは、流水占

用権のほかにダム使用権を有するもの

でなければならない、こういうふうに考えておるのであります。

○瀬戸山委員 そうしますと、このいわゆる多目的ダムというのは、御承知の通りに、これは流水の利用というよりも河川のはんらん等の河水調節と申しますが、それが主たる目的であると思います。しかしながらせつかく水を調節するためにダムを作る、ダムを作つて貯留した水をそのままむだにするわけにいかないから利用いたしました。

○瀬戸山委員

発電、水道、工業水道

こういうふうに利用したい、これがダム使用権となるのだと思います。そうするとこれは国が作るダムですから、その場合普通の水利権というのはだれが持つておって、その他のダム使用権といふことは、御説明願いたい。

○山本政府委員 お話のごとく、この法律で定めます多目的ダムは建設大臣が作るものでございまして、先ほども御説明申し上げましたように、でき上つたものも建設大臣または河川管理者としての都道府県知事が管理するわけでございます。そしてその計画も、洪水中の水位を規定しております。季節ごとに最高の水位を規定しております。その通りに操作されて参るわけでござります。その範囲内におきまして、特定用途のダム使用権が設定されるわけでございます。従いまして、制限を受けましたダムを使う権利が、発電業者なりあるいは水道業者なり工業用水の業者なりに与えられるわけでございます。

○瀬戸山委員 河川法の第十八条、

「河川ノ敷地若ハ流水ヲ古用セムトス

ル者へ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」

これがいわゆる水利権だと思うのです

が、それは国が持つのですか。それとも

そういうダム使用権者が持つのですか。

○山本政府委員 多目的ダムを使いまして貯留する権利も、特定用途を計画しております。それから、それを使いまして発電を行う水利権につきましても、その発電業者が持つわけござい

ます。

○瀬戸山委員 わからないわけでもな

いのです。國がやるダムであります

から、いわゆる河川法第十八条の権利

というのは、國が持つんじゃないかと

いう考えが私にあるのです。たとえ

ば、多目的ダムは、このほかにも地方

公共団体が作る多目的ダムがあるわけ

ですから、その多目的ダムのうちのい

わゆる特定なダムだけがこの中に入

る。そうすると、これ以外のダムを作

る場合に、電気オンラインの場合は発電

会社が水利権を持つ。府県が多目的ダ

ムと同時に発電をする場合がたまたま

ありますが、そういう場合には、都道

府県知事と申しますか、都道府県が水

利権を持つのじゃないですか。それ

はどういうことになりますか。

○山本政府委員 ただいまのお尋ねで

ございますが、ダムを県が作りまし

て、それによって生ずる水利使用は、

公共団体としての、電気事業者として

の知事が持つのでございます。

○瀬戸山委員 そうすると、第三条

と同時に、ここにいうダム使用権を持

たなくちやならぬ、こう書いてあるの

です。それから第二条に書いてあります

すのは、発電、水道、工業用水道の用

に供せられるもの、こういうふうに

なつておるので、第十条の灌漑用

水はこれに入るのか入らないのか。こ

れはどういうことになりますか。

○山本政府委員 灌漑用水は、ダムの

特定用途ということで規定していな

いります。それから、それを使いまして

灌溉用水は特定用途といふこ

とに規定しております。

○瀬戸山委員 法文ではそういうふう

に書いてあるようですが、そこ

で第三条の規定とどういう――何と申

しますか、表現の問題かもしれません

けれども、多目的ダムによる流水の貯

留を利用して流水を特定用途に供する

者はこれこれ、灌漑用水は特定用途と

いうことにしないということになるわ

けですか。それはどういうことになる

のですか。

○山本政府委員 灌漑用水はこの法律

で申します特定用途ということではございませんで、もともと建設大臣が河

川法第八条第一項の規定によりますダ

ムの工事の目的といたしまして、洪水

を調節しあるいは公益のために下流の

流水をふやすというような仕事は建設

ダムを使う権利が、発電業者なり

あるいは水道業者なり工業用水の業者

なりに与えられるわけでございます。

○瀬戸山委員 河川法の第十八条、

「河川ノ敷地若ハ流水ヲ古用セムトス

ル者へ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」

これがいわゆる水利権だと思うのです

でなければならない、こういうふうに

考えておるのであります。

○瀬戸山委員 そうしますと、このい

わゆる多目的ダムというのは、御承知

の通りに、これは流水の利用とい

うよりも河川のはんらん等の河水調節と申

しますが、それが主たる目的であると

思います。しかしながらせつかく水を

調節するためにはダムを作る

わけにいかないから利用いたした

わけ

用水なんかは大都市に近接したところのダムに多いと思います。その他多く作られておる多目的ダムというのはおそらくそれを第三条あるいは第二条から除外する理由があるかということをお尋ねしたのです。今のお話によると、なるほど電気であるとか水道あるいは工業用水というものは灌漑用水の場合と多少違う。こういった意味で負担金の関係も相当複雑になつておる。そういう意味で違わしたのだという、理論的じやないかもしけぬが便宜主義でやられたのかもしけぬが、大体了解いたしました。

そこできょうは個案書き的にわかつてないところをお尋ねしておきますが、第七条の「建設費の負担」ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによると流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めるところにより」これは具体的にいつてどういうことなんですか。大体見当はつくわけであります。推定の費用と書いてありますが、これはどういうことを書いてあるか。こういうダメ使用権を設定するについては、相當根拠がある算定のもとにやっていただかなくてはならないわけです。多くの影響があるのでから。法律に推定

お話をされたいと申します。
○山本政府委員 第七条でございますが、このダムに要する費用の負担をどういうふうに設定しようかということにつきましては、従来におきましては電源開発促進法によりまして共同工事の費用割り振りの規定がござります。大体それに準拠いたしまして今度の法律におきましてもそれに準ずる政令を定めまして費用の負担をきめたいと考えております。そこでここに書いてありますのは非常にわかりにくいように考えられるのでございますが、第一番目の「多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額」というのでございますが、これは俗には妥当投資額と言つております。それは、ちょっとめんどくさくなりますが御説明申し上げると、多目的ダム建設の目的である各用途につきまして、多目的ダムによる流水を貯留することまたは多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用を金銭に見積ったものから、当該用途のため当該多目的ダム及び専用施設の運転管理等に要する費用を差し引いた額を利子率及び減価償却率及び専用の施設に固定資産税が課せられる場合におきましてはその固定資産税率、それから国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定の適用がある場合におきましては、同法第三条第一項の率を合計した率で除した金額を妥当投資額といつております。今申しあげましたのは非常にめんどうでございますが、ダムを作ることによりま

情勢においてこれだけの金は投資してもよろしいと推定される額を妥当投資額といつておられます。それだけは出してよい、これがなければ生まざるならば、今の経済に供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額といふでございますが、次は「當該用途のみに供される工作物で多目的ダムの建設の目的である各用途につきまして、當該用途のみに供される工作物で多目的ダムによる流水を貯留すること及び多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用」といふでございまして、この身がわり建設費といふのは、自分がその多目的ダムを作ることによって効用を生ずるわけでございますが、自分だけの目的でそれと同じ効用を発揮するのを同一地点に作ったときかかる費用でござります。その二つの推定される費用を勘案いたしまして、おののの用途についてそれを計算いたします。それでその費用の少い方を寄せ集めて、その割合で建設費を分担しようというのが内容でございます。

が作るダムは国有になるとと思うのです。これは私しろうと考えて、今のよう に複雑な高等数学みたいなことは聞いておってもよくわかりませんが、たとえば一つの発電会社が発電するため に何メートルかのハイ・ダムを作る場合と、国が河水統制を主たる目的として ハイ・ダムを作った場合と、それによってたまたま水を利用する発電と、初めから発電をするためには相当なハイ・ダムを作らなければならぬ。この場合には 河水統制が主たる目的でござりますから、発電しなくとも作るダムであります。それと、発電だけを目的としてたとえば一万キロの発電をする貯水池を作り、これは計算すると同じ費用にならるものでしようか。非常に常識的なことをお尋ねするのですが、どうなんでしょうか。

が、二十三ヵ所地点につきましてそれによつて発生するキロワット・アワー当たりの電気のダムに対する分担金を計算いたしまして、それについて約十二、三ヵ所、平均一万二千円。それでは片つ方電気事業者が作っているダムがござりますが、それらについて約一万四千円になる。そういうわけでありますと、これのみから見ますと、多目的ダムのキロワット当たりの方が建設費が安いということに相なりますが、これにつきましては先ほども御説明申し上げましたように、発電会社の方が高い位置のダムが多いということと、また多目的ダムはなるほどキロワットはこういうふうに計画されておりますけれども、洪水期には水位を下げておかなければならぬ、そういうふうに堰堤の上に制限がありますので、電力は自分の要求に従つてのみ発生するわけにはいかぬというような点がありますので、多目的ダムの方が安いから電力会社には有利だとは直ちには申されないような状況であります。

のですが、そういう非常に安いものを電力会社は利用するという形に、この数字からいうと結論がなるようになります。電力会社がもうけて悪いとは言いませんけれども、今の第七条の計算からいうと大いに多目的ダムを作つてもらつて、電気会社はいわゆるダム使用権を大いに利用さしてもらえば、国の費用で作つてもらつて安いものがでかかる。しかし安く売らない。ほかの五万四千円のダム建設費のコストで電力を国民に配給するという結果にならぬですか。

○山本政府委員 今の多目的ダムは、実情といたしましては先ほど申し上げました二十三の実例のうち、電力会社がやつておりますのはただ二ヵ所でございます。あと二十一ヵ所は府県営のものでござります。それにいたしましても、それでも電力の方が有利じゃないかといふお話をございますが、多目的ダムというのは先ほども御説明を申し上げましたけれども、どちらの費用も安くなる。自分で単独でやるとか、身がわり建設費とか妥当投資額で計算いたしまして、いずれも安くなるということをございまして、単に電力だけが安くなるということではなくて、もし電力会社のものに比べて多目的ダムの方が有利となるならば、やはりそれに応じて安くできるというのが実情でござります。

○瀬戸山委員

私は皮肉な言いをして申しわけありませんが、それは何でも安くできる方がけつこうなのです。ただ安くできた電気も高くできた電気も、國民に配給するときには安いのを安く配給しないと電力会社がもうかりはないか、こういうことを申し上げてい

るわけですが、これはほかの委員の方から御研究を願うことにいたします。

次に第九条であります、「多目的ダムの建設によって著しく利益を受けられる者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担をさせることができる。」これは具体的にいうとどうのことですか。

○山本政府委員 初めの「流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣」というのは、ダムを作りまして負担金を出す特定用途者はダムに直結した発電業者でございますが、その下流にすでにある発電所とかいうものがございまして、それがまたダムを作りまして利益を受けるわけでござります。その下流におきまして電力が増強する分の受益者負担金のことをいつておるわけであります。

〔委員長退席、内海委員長代理着席〕

それから次の「都道府県知事は、そ

の利益を受ける限度において、」といふのは、これに規定しております電力の下流増、あるいは第十条に規定いたします専用施設を作つて灌漑用水を取り入れる場合の負担金以外のもので特

に利益がある場合には知事が多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担さ

せることができます。そこで「その持分

が国に帰属した時において」云々とあ

りますが、それはどういうときのこと

ですか。

○山本政府委員 前述の「政令で定める規

用途」というのはどういうものをいうのですか。それから「その他の者であるとき」というので第十条の灌漑用水

が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額、「こういうことができる。」こうなつていてます。これは管理費が何か知らないけれども。どういう理由ですか。国が費用を出してダムを建設する、それから灌

用水の方でその水を利用するとい

う利潤を受ける、そうすると国が作ったものについて、都道府県知事がこれを負担させて、それは都道府県の収入にならぬ。こういうわけですか。

○山本政府委員 ただいまの御質問でございますが、下流において利益を受ける者というのではなくて想定されないのでござりますが、専用施設なり、工場を新設したり、拡張したりしない

場合に特に利益があることも考えられるのですから、そういう「負担させることができる。」という規定を挿入し

たわけでござります。そして知事がたわけでござります。そうして知事がたわけでござります。そういう「負担させることができる。」という規定を挿入し

たわけでござります。そうして知事がたわけでござります。そういう「負担させることができる。」といふ規定を挿入し

たわけでござります。最後にもう一つです

が、この附則の第二項、第三項につい

てであります。第二項は先ほどお尋ねいたしました中に入つておつたのであ

りますが、いわゆる多目的ダムの場合に、従来は共有になつてゐるようなな

ころがあつたのを、この附則によつて調整されると思う。そこで「その持分

が国に帰属した時において」云々とあ

る規定は、第八条の最後に、「都道府県

が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額、「こういうことができる。」といふが、この中に入るわけでござります。

○瀬戸山委員 わかりました。それからもう一つ、第二十九条の建設大臣の管

理の規定であります。「多目的ダムで

二以上の都道府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他のものについては」云々とあります、この「政令で定める」というのははどう

いうことを考えておられるのですか。

○山本政府委員 建設大臣の管理しよ

うとしておりますのは、二以上の都道

府県の区域にわたる河川に存するものと、それから政令で定めるものとい

うことになっておりますが政令におきま

ては、その水系にはかにもダムがございまして、それらのダムと総合的

に操作を行わなければ効果が期待できぬとか非常に危険であるというよ

うなもの、あるいは操作が非常に複雑であり、高度の技術を要するといふことになつておりますが政令におきましては、その水系にはかにもダムがございまして、それらのダムと総合的に操作を行わなければ効果が期待できぬとか非常に危険であるというよ

うなもの、あるいは操作が非常に複雑であり、高度の技術を要するといふことになつておりますが政令におきましては、その水系にはかにもダムがございまして、それらのダムと総合的に操作を行わなければ効果が期待できぬとか非常に危険であるといふ

経過措置がございますが、従来は共同行為としてやつておりましたそれらのものも、この法律の趣旨によりまして國が全部所有いたしまして、それらの管理等を行つていくのが理想でござります。

しかし従来の経過もござりますので、それらの持ち分を持つていて者と國に属するというふうな方向で協議いたしまして、その話し合いがまとまりたときにはこの多目的ダムの方を適用いたしまして、管理なりあるいは将来の操作なりを行なつていただきたい、こういう趣旨でございます。

○瀬戸山委員 もう一つ、第三項のこ

れにも、現に建設大臣が建設しているダムで政令で定めるものについては、第十条、いわゆる灌漑用水に関する規

定は適用しないとあります。政令で定めるものという、この規定を設けられましたときお聞かせ願います。

○山本政府委員 その第十条の規定は農業者の負担を規定する規定でございまして、現在までにおきましてはこの規定がなくて参つたわけであります。

○瀬戸山委員 最後にもう一つです

が、この附則の第二項、第三項につい

てであります。第二項は先ほどお尋ねいたしました中に入つておつたのであ

りますが、いわゆる多目的ダムの場合に、従来は共有になつてゐるようなな

ころがあつたのを、この附則によつて調整されると思う。そこで「その持分

が国に帰属した時において」云々とあ

りますが、それはどういうときのこと

ですが、一般会計から入れるのは利息がつかないわけなんですが、特別会計の中で預金部資金等から金を借りて工事をやるわけです。災害復旧もその特別会計の方で見ると言われるのですが、そうなりますと利息のつく金で災害復旧をやられるその分までも、たとえば土地改良区なら土地改良区で負担金を出す場合に、その利息のつく金でやられた場合、その災害復旧にかかる費用、一般会計の分は別として、利息のかかる分の費用までもさらにはまた受益者が負担をしなければならないのかどうかということです。

〔内海委員長代理退席 委員長着席〕

○山本政府委員 災害が起つた場合にもちろん一般会計で出します。またほかの例もございますので、地方の公共団体等はその比率で持たなければいかぬと思います。それから農業負担につきましては、ちょっと研究を要しますのではつきり調べてこの次にお答えいたしたいと思います。

○薩摩委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

昭和三十二年三月二十八日印刷

昭和三十二年三月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局